

入 札 要 領

習志野市企業局業務部企業総務課

1. 入札方法

(1) 電子入札

本入札は、電子入札の方法により行うため、入札者は、電子入札システムにより入札金額を入力すること。この際、必ず「入札金額内訳書」を、電子入札システムのファイル添付機能を使用し、提出すること。

「入札金額内訳書」は、電子入札システムの本公告掲載箇所からダウンロードすることができる。

(2) 入札金額

落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札すること。

2. 入札辞退

(1) 入札参加者は、入札書受付締切日時までの間、いつでも入札を辞退することができる。

(2) 入札参加者は、入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

3. 未入札

入札参加者が、入札書受付締切日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱う。

4. 低入札価格調査

(1) 本入札は、習志野市企業局低入札価格調査実施要領に基づき低入札価格調査基準額及び価格失格判定基準額が設定してある。低入札価格調査基準額を下回る価格で入札があったときは、価格失格判定基準額を下回る価格で入札したものを除き、その者により契約内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされないと本市が認めるときは、落札者とならない場合がある。

(2) 低入札価格調査基準額を下回る価格で入札した者は、調査資料の提出及び事情聴取に協力しなければならない。

(3) 調査対象者となった旨の連絡は、電話又はファクシミリにより行う。調査資料提出の通知を受けた者は、通知を受けた日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）に関係書類を提出しなければならない。

(4) 低入札価格調査基準額に満たない額で契約された場合は、中間検査の対象工事とする。

5. 再度入札

再度入札は行わない。

6. 開札立会人

開札に立ち会う場合、開札日前日午後4時までに習志野市企業局業務部企業総務課

に連絡するものとする。

7. 契約の保証

(1) 落札者は、当該契約の締結と同時に、次の一に掲げる保証を付さなければならない。

ア 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

イ 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

ウ 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(2) 前号の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。

(3) 第1号の規定により、落札者が同号アに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同号イ又ウに掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

8. 建設業退職金共済制度に係る掛金収納の確認

受注業者は、建設業退職金共済の発注官公庁用掛金収納書を貼付した、建設業退職金共済証紙購入状況報告書を、工事契約締結後1か月以内に発注担当課に提出し、確認を受けるものとする。

9. 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、企業総務課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

（通知書様式：本市ホームページ掲載の「建設業法第20条の2第2項に基づく通知書」）

10. 法令等の遵守について

入札参加者は、この入札要領及び建設業法、習志野市公営企業会計規程その他の法令を遵守すること。

11. 異議の申立て

入札参加者は、この入札要領、設計図書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

12. その他

(1) 工期は、事情により変更することがある。

(2) 電子入札システムに障害等やむを得ない事態が生じた場合、入開札日時を延期し、又は紙入札への移行をすることがある。

(3) 入札参加者が使用する機器に障害等やむを得ない事態が生じた場合は、習志野市の承諾を得て、紙入札に変更することができる。

(4) 本入札要領に記載する事項以外の事項については、習志野市企業局電子入札約款及び習志野市企業局電子入札システム運用基準のとおりとする。